放送法第130条第１項の規定により総務大臣の変更登録を受けたいので、同条第２項の規定により申請します。

変更事項		
変更内容	変更前	変更後
予定期日		
変更の理由		

注１　一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要について変更登録を受ける場合は、一般放送の業務の登録申請書に準じて変更箇所が分かるよう記載すること。
注２　この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。
注３　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第三十九号（第140条第３項関係）

変更届出書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）
電話番号
登録年月日及び登録番号

登録に係る氏名等に変更があつたので、放送法第130条第４項の規定により届け出ます。

変更事項	
変更前	変更後
変更年月日	

注１　この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。
注２　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第四十号（第141条関係）

一般放送業務開始届出書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）
電話番号

一般放送の業務を次のとおり行うので、放送法第133条第１項の規定により届け出ます。

届出者	業務を執行する役員の氏名		

一般放送の種類	

使用施設	自己の設備又は他人の設備の別	
	設備の規模	
	主たる設備の設置場所	
	その他の設備の設置場所	

業務	使用する周波数	用途	再放送の同意	同意を得た放送事業者名

業務区域	

放送番組に関する事項	放送番組の編集の基準	放送時間
		１日当たり　　時間
		主たる放送事項

業務開始の予定期日		業務開始時の受信契約者の見込数	（　　）

注１　資本の額の欄には、株式会社の場合は、発行済の株式の額にその株式数を乗じたものを記載するものとし、その他の法人の場合には、これに準じたものを記載すること。
注２　届出者が法人である場合には、定款又は寄附行為、法人以外の団体である場合は、団体の規約を添付すること。